

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

二七

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件

二七

## 告 示

### 福島県告示第百五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年三月二十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島南モール 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) ジャスト黒岩店

(変更後) 福島南モール

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジャスト

代表取締役 大場 雅彦

福島県南相馬市原町区錦町二丁目八番地

(変更後) 株式会社中央図書

代表取締役 中島 健一

福島県郡山市下亀田十六番地の十六

株式会社エムケイ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

3 変更した日

平成二十三年三月十一日

4 届出年月日

平成二十三年三月十一日

5 届出をした者

株式会社白石ショッピングセンター

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年三月二十二日から同年七月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島南モール 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか

二 変更しようとする事項

1 駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

2 荷さばき施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

3 廃棄物保管施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時三十分から午後八時

(変更後) (一) A棟 午前九時から午前零時

(二) B棟 午前九時から午後十一時

5 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (変更前) 午前九時十五分から午後八時十五分
- (変更後) (一) 第一駐車場 午前八時四十五分から午前零時十五分
- (二) 第二駐車場 午前八時四十五分から午後十時
- (三) 第三駐車場 午前八時四十五分から午前零時十五分
- 6 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (変更前) 午前九時から午前十時三十分
- (変更後) (一) A棟 午前六時から午前九時
- (二) B棟 午前六時から午前九時
- 三 変更しようとする年月日
- 1 駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及び廃棄物保管施設の位置  
平成二十三年十一月十二日
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯並びに荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
平成二十三年三月二十三日
- 四 届出年月日  
平成二十三年三月十一日
- 届出をした者  
株式会社白石ショッピングセンター
- 五 「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)